

ビル管理業務委託特記仕様書

1 委託業務の内容

当該委託業務は、秋田県スポーツ科学センターが建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、以下「法」という。）第4条に基づき建築物環境衛生管理基準に従って建築物を維持管理しなければならないため、同基準に定められる以下の事項について、法、関係法令及び厚生労働省告示等を遵守し行う。

- (1) 空気環境の調整に必要な措置の空気環境の測定について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号、以下「規則」という。）第3条の2に定める測定
- (2) ねずみ等の防除（発生及び侵入の防止並びに駆除をいう、以下同じ。）について、規則第4条の5第2項に定める防除
- (3) 建築物環境衛生管理技術者の業務

なお、この空気環境の測定及びねずみ等の防除は、事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）第7条及び第15条第2号に定める事業者がしなければならない措置を兼ねて行うものとする。

2 委託場所等

- (1) 名 称 秋田県スポーツ科学センター
- (2) 住 所 秋田市八橋運動公園1番5号
- (3) 延床面積 6,263.79㎡（特定建築物該当）
- (4) 用 途 事務所
- (5) そ の 他 空気環境測定を行う居室は14箇所とし、その場所は別に図で示す。

3 委託業務の実施方法等

【空気環境の測定】

委託業務の実施方法等は、規則第3条の2に定める測定の方法のほか、次のとおり実施するものとする。

- (1) 契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。
- (2) 測定項目は、規則第3条の2第3号イに定める事項とする。
- (3) 測定日時等
 - ① 測定日は、契約期間中6回とし、5月、7月、9月、11月、1月、3月のそれぞれ1日とする。また、測定日は原則「休館日」に実施することとする。
測定日の決定にあたっては、事前に発注者に協議し了承を得るものとする。
なお、この協議により上記の期間外に測定日を指示するときがある。
 - ② 測定日における測定回数は2回とし、原則として午前10時から午前11時までと、午後3時から午後4時までそれぞれ1回とする。
- (4) 測定の結果は、上記(2)の事項のほか衛生規則第7条第2項第1号から第6号までの事項を記載した書面（秋田市保健所への報告に適した様式、いわゆる特定建築物管理報告書という。）により、測定日から2週間以内（ただし、最終の測定日に限り令和9年3月31日までとする。）に報告するものとする。

(5) 測定に従事する者は、規則第26条第2号に該当する者とする。

【ねずみ等の防除】

実施方法等は、規則第4条の5第2項に定められることのほか、次のとおり実施するものとする。

(1) 契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

(2) 平成15年厚生労働省告示第119号「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」の第6に定められる各号の基準に従い行うものとする。

ただし、同基準の2号に定められる実施頻度及び同3号に定められる必要に応じた補修等については、対象としない。

(3) 実施日時等

① 実施日は、9月、3月に各1日とする。ただし、当該日に実施できないときは、協議により他の月日に実施することができるものとする。

② 実施時間は、原則として午前9時から正午までとする。ただし、発注者に協議し、了承が得られたときは、この時間外に実施することができるものとする。

(4) 実施の結果は、ねずみ等の生息状況及び防除の内容等を記載した書面（様式任意、ただし秋田市保健所への報告に適したものとする。）に、作業状況がわかる写真を添付し、実施日から2週間以内（ただし、最終の測定日に限り令和9年3月31日までとする。）に報告するものとする。

(5) 作業に従事する者は、規則第29条第4号に該当する者とする。

4 委託業務完了の通知

委託業務が完了したときは、委託業務完了通知書を提出するものとする。

5 その他

委託業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、発注者へ協議するものとする。